

2019年2月8日

各 位

会 社 名 株式会社NEW ART HOLDINGS
代 表 者 名 代表取締役会長 白 石 幸 生
(J A S D A Q ・ コード 7 6 3 8)
問 合 せ 先 取 締 役 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

**(開示事項の中止) 仮想通貨に係る新規事業の検討の中止
及び特別損失(貸倒引当金繰入額)の計上に関するお知らせ**

当社は、2018年3月6日付「香港子会社によるICO実施及び新規事業の検討に関するお知らせ」及び2018年11月20日付「(開示事項の経過) 香港子会社ICOによる資金調達の結果及び資金使途の変更に関するお知らせ」で開示しました仮想通貨に係る新規事業について検討を行ってまいりましたが、仮想通貨関連事業から撤退したことに伴い、中止しました。また、2019年3月期第3四半期連結会計期間において、特別損失(貸倒引当金繰入額)を計上しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 仮想通貨に係る新規事業の検討の中止

当社は、2018年3月6日付「香港子会社によるICO実施及び新規事業の検討に関するお知らせ」及び2018年11月20日付「(開示事項の経過) 香港子会社ICOによる資金調達の結果及び資金使途の変更に関するお知らせ」において、仮想通貨に係る新規事業(ブロックチェーンによるダイヤモンド取引プラットフォーム、仮想通貨プラットフォーム、仮想通貨マイニング事業、ブロックチェーンによる著作権等管理及び利用サービスプラットフォーム)について検討を行ってまいりましたが、仮想通貨関連事業の撤退に伴い、中止しました。

2. 特別損失(貸倒引当金繰入額)の内容

当社は、連結子会社である株式会社ニューアート・テクノロジーを通じて、仮想通貨市場への参入及びIT関連事業への事業領域の拡大を目指してまいりましたが、2018年12月14日付で、当社が保有する同社の全株式を譲渡し、同事業から撤退しました。

同事業の撤退に伴い、同社への貸付金等の債権を特別損失として、当第3四半期連結会計期間に貸倒引当金繰入額3億72百万円を計上しました。

3. 今後の見通し

上記の特別損失(貸倒引当金繰入額)は、本日公表の「2019年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に反映しております。また、今回の新規事業の検討の中止による当期の連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上